

# 抽出クロマト遠隔メンテナンスシステムの設計検討

## 仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

BE 資源・処分システム開発部

ウランラボ研究開発課

## I. 一般仕様

### 1. 件名

抽出クロマト遠隔メンテナンスシステムの設計検討

### 2. 目的及び概要

本件は、日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）が受託した経済産業省の「令和5年度高速炉実証炉開発事業（基盤整備と技術開発）」の一環として実施する、原子力機構 核燃料サイクル工学研究所 BE 資源・処分システム開発部ウランラボ研究開発課にて抽出クロマトに適用する遠隔メンテナンスシステムの設計及び検討を行うため、受注者において仕様書に定める技術仕様を基に設計検討した結果を報告させるものである。

受注者は対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において設計検討するものとする。

### 3. 契約範囲

- (1) 抽出クロマト遠隔メンテナンスシステムの設計検討
- (2) 抽出クロマト用自動バルブ及びOリングの設計検討
- (3) 設計検討報告書の作成

### 4. 納期

令和8年3月13日（金）

### 5. 支給品及び貸与品

#### 5.1 支給品

なし

#### 5.2 貸与品

- (1) 本業務遂行に当たり必要な規定、基準類等の資料・・・1式
- (2) その他協議の上決定した物・・・・・・・・・・・・・・1式

### 6. 検収条件

以下に示す項目の確認をもって検収するものとする。

- ・ 3.に定める作業が完了していること。
- ・ 8.に定める提出図書類が完納されていること。
- ・ 5.2 に定める貸与品の返却が完了していること。

### 7. 検査員及び監督員

検査員： 一般検査 管財担当課長

監督員： 核燃料サイクル工学研究所

BE 資源・処分システム開発部

ウランラボ研究開発課長

## 8. 提出図書

- (1) 受注者は以下の提出図書を作成し提出期限までに、提出すること。なお、提出図書には表紙を付け、契約件名、提出日、社名等を明記すること。
- (2) 確認「要」の文書は原子力機構の確認を得るものとする。なお、確認「要」の図書以外でも受注者が必要と判断した重要と思われる図書については、原子力機構の確認を得ること。
- (3) 提出図書の返却が必要な場合は提出部数の他、返却用 1 部を加え提出し、「確認用」「返却用」を明記すること。
- (4) 提出図書は原則として A4 版、図面は A 系列とする。なお、電子データも併せて提出すること。
- (5) 様式、内容、その他不明な点はその都度、原子力機構の指示に従うものとする。

| No. | 項目       | 提出部数 | 提出期限     | 確認 | 備考       |
|-----|----------|------|----------|----|----------|
| 1   | 工程表      | 1 部  | 契約後速やかに  | 要  |          |
| 2   | 情報管理要領書  | 1 部  | 契約後速やかに  | 要  |          |
| 3   | 品質管理計画書  | 1 部  | 契約後速やかに  | －  |          |
| 4   | 委任又は下請負届 | 1 部  | 下請使用前まで  | 要  | 下請けがある場合 |
| 5   | 設計検討報告書  | 1 部  | 納入時      | 要  |          |
| 6   | 打合せ議事録   | 1 部  | 打合せ後速やかに | 要  |          |
| 7   | その他の書類   | 必要数  | その都度     | －  | 必要に応じて   |

\* 設計検討報告書は、受注者フォーマットで可。報告書の電子ファイル（作業に用いた電子ファイル一式含む）も提出する。記録媒体は CD、DVD 等とする。

(提出場所)

原子力機構 BE 資源・処分システム開発部 ウランラボ研究開発課

## 9. 品質管理

- (1) 受注者は、本件に係る品質管理プロセスを含む品質保証計画書を原子力機構に提出し、その確認を得ること。受注者は、受注者の品質保証計画書を遵守して、本仕様書に定められた作業を行うこと。また、受注者が作業の一部を下請会社等に外注する場合、品質に関する要求事項が下請会社等にまで確実に適用されていること。
- (2) 受注者は、契約期間中に品質保証計画書を変更した時及び不適合が発生した際に原子力機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

## 10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用する。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）についてはグリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 11. 産業財産権等の取り扱い

産業財産権等の取扱いについては、別紙-1「知的財産権特約条項」による。

## 12. 機密の保持

受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

## 13. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

## 14. 適用法規・規格基準

本件に適用される法令、規格等は以下の通りとし、最新版を適用すること。

- (1) 原子炉等規制法
- (2) 日本産業規格 (JIS)
- (3) 日本電機工業規格 (JEM)
- (4) その他受注業務に関し適用又は準用すべきすべての法令・規格・基準及び、原子力機構の定める諸規則、基準等

## 15. 特記事項

### 15.1 一般事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規定等を遵守し業務を遂行しうる能力を有する従事者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して、発表もしくは公開し、または特定の第三者に評価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はその限りではない。
- (3) 受注者は作業に必要な知識、技能、経験を十分に有する作業員を人員・質ともに確保しなければならない。

## 16. 受注者の責任と義務

- (1) 受注者が下請業者を使用する場合は、予め原子力機構に届出ること。なお、下請業者として不適当と認められるときは、当該業者の変更を請求することがある。また、下請業者（材料等の購入先、労務の提供先を含む）が負うべき責任といえども、原子力機構に対するその責任の所在は、すべて受注者に有るものとする。
- (2) 受注者は、本仕様書を検討し、誤り、欠陥等を発見したならば、直ちに原子力機構に申し出るとともに、それらを適切に修正する責任を有するものとする。
- (3) 受注者は、安全確保のための原子力機構の指示に従うこと。指示に従わないことにより、生じた原子力機構の損害については、全ての責任を負うこと。
- (4) 受注者が原子力機構に申し出る種々の確認事項及び検査結果等の報告事項については、了承後といえども受注者が負うべき責任は免れないものとする。
- (5) 受注者は、原子力機構が製品の検査、試験及び監査のために受注者並びにその下請業者等の工場に立入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。

- (6) 本契約において対象となる設備、物品の維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）について提供すること。

#### 17. 下請負業者の管理

- (1) 受注者は、主要な下請業者のリストを原子力機構に提出すること。
- (2) 受注者は、下請業者の選定にあたっては、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。
- (3) 受注者は、原子力機構の認めた下請業者を変更する場合には、原子力機構の確認を得るものとする。
- (4) 受注者は、すべての下請業者に契約要求事項等を十分周知徹底させること。また、下請業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において下請業者を使用したが生ずる不適合を防止すること。

#### 18. 機微情報管理

受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で受注者等の作業員を除く第三者へ開示、提供を行ってはならない。本業務の実施に伴い、原子力機構より開示された図書及び情報、資料(以下、情報等)については厳格に管理し、以下のようにその保持に努めることとする。

- (1) 原子力機構の許可なく、情報等の複写、撮影、録音等を行わないこと。
- (2) 原子力機構の許可なく、本件の実施以外の目的に情報等を使用しないこと。
- (3) 原子力機構の許可なく、情報等を外部へ持ち出さないこと。
- (4) 情報等を他に利用する場合は、あらかじめ原子力機構の許可を得ること。
- (5) 原子力機構の許可なく、情報等を第三者に開示しないこと。
- (6) 本件の作業員に対して情報管理についての教育を徹底すること。
- (7) 原子力機構から提供された図書、書類等の資料は使用后、速やかに返却すること。
- (8) 原子力機構が定めた原子力機構内業務における情報セキュリティ実施手順書を遵守すること。
- (9) 本件を進めるに当たり、原子力機構の課室情報セキュリティ責任者が必要と判断した場合は、情報セキュリティ実施状況確認書を提出するものとする。

## II. 技術仕様

### 1. 遠隔メンテナンスシステム概要

当該検討の対象となる設備の抽出クロマト装置の概略図を図1に示す。抽出クロマト装置では、高線量の高レベル放射性廃液から Am 等のマイナーアクチニドを分離することが予定されている。吸着と分離を同じカラムで実施することから、製品(Am など)と廃液を分離する自動バルブが必要である。また、自動バルブには放射線や硝酸に対して耐久性のある O リングを使用する必要がある。抽出クロマト装置の設置場所は、高放射線や硝酸雰囲気的环境下になることから、ロボット等による補修や交換等の遠隔メンテナンスシステムが必要である。

本件では、抽出クロマト装置に付帯する自動バルブの交換作業を対象として、遠隔メンテナンスシステムを設計する。また、遠隔操作にて容易に交換できる自動バルブの構造及び使用 O リングも設計検討する。

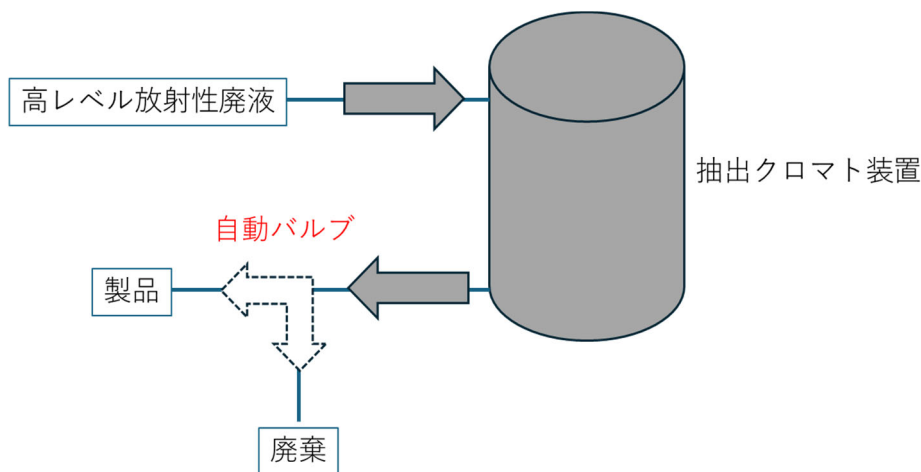


図1 抽出クロマト装置概略図

### 2. 作業範囲及び項目

#### (1) 抽出クロマト遠隔メンテナンスシステムの設計検討

##### ①動作シナリオの整理

- ・ 想定される操作（自動バルブの交換作業）から、遠隔メンテナンスシステムに求められる要件を整理する。

##### ②操作方式の検討（作業に適した構成等）

- ・ システム構成案を検討する（対象[バルブ]・遠隔ロボット・搬送装置が自動バルブの交換作業時にどのような役割を担うか検討・図示する）

##### ③耐久性の検討（放射線、硝酸）

- ・ 検討したシステムにおける遠隔ロボットおよび搬送装置について、複数の候補（2～3程度）を対象とし以下の検討を実施する。

（ア）放射線や硝酸に弱いと考えられる以下材質の部品を抽出し整理する。

- 金属部品（但しステンレスを除く）

- 有機物
- 電子部品

(イ)整理した部分に対し、以下対応の採否を検討する

- 代替品（ステンレス製）
- 放射線/硝酸に晒されない対策

(ウ)上記整理結果から有望案を提示し、次年度以降のアクションアイテムを掲示する

#### ④故障時の対応方法等の検討（部品交換等）

- ・ 遠隔ロボットを修理・交換する際の対応案（コンセプト）を描く

### (2) 抽出クロマト用自動バルブ及び O リングの設計検討

#### ①遠隔操作に適した自動バルブ構造の検討

- ・ 選定した複数の耐硝酸バルブ（2～3 個程度）を購入し、複数の遠隔ロボット候補に対して以下を確認する。

(ア)バルブの開閉/保守（着脱）のロボット操作が容易か

(イ)（容易でない場合）専用治具等によりロボット操作が可能となるか

(ウ)（見込みが低い場合）バルブ構造自体の変更見込みがあるか（技術的難易度等）

#### ②耐久性の検討（放射線、硝酸）

- ・ 選定した複数の耐硝酸バルブについて以下検討を実施する。

(ア)放射線に弱いと考えられる、以下材質の部品を抽出し整理する

- 有機物
- （電子部品）

(イ)整理した部分に対し、代替品（ステンレス材）の採否を検討する

(ウ)上記整理結果から有望案を提示し、次年度以降のアクションアイテムを掲示する

#### ③自動バルブ故障時の対応方法等の検討（部品交換等）

- ・ バルブ交換を遠隔ロボットにて実施する際の対応案（コンセプト）を描く

## 知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等」と総称する。)
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。)
- (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」と総称する。)
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ(以下「コンテンツ」という。)の著作権(以下「コンテンツの著作権」という。)
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。
- イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第 4 号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- ロ 乙が承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定 T L O（同法第 12 条第 1 項又は同法第 13 条第 1 項の認定を受けた者））に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で（第 7 条に規定する費用を除く。）譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第 1 項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

#### （知的財産権の報告）

- 第 3 条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第 23 条第 6 項及び同規則様式 26 備考 24 等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究成果による出願であることを表示しなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 30 日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から 30 日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第 5 条第 2 項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

#### （単独知的財産権の移転）

- 第 4 条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第 2 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。
- 2 乙は、前項のいずれの場合にも、第 2 条、前条、次条及び第 6 条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受

けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

#### (単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

#### (単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

#### (単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

#### (甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

(1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。

(2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

（共有知的財産権の移転）

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

（共有知的財産権の実施許諾）

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

（共有知的財産権の実施）

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

（共有知的財産権の放棄）

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

（共有知的財産権の管理）

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

（知的財産権の帰属の例外）

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

（秘密の保持）

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

（委任・下請負）

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。